

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

(号外)

第七十二号

一九七〇年

八月一日

目次 ページ

立法

○沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法(立法第九十八号)
38

○沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法により選出された議員の不逮捕特権等に関する立法(立法第九十九号)
1

公告

○沖縄住民の国政参加特別措置法(法律第四九号)
38

立法

立法院の議決した沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月一日

行政主席 屋良朝苗

立法第九十八号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

目次

沖繩住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法

- 第一章 総則(第一条—第四条)
 - 第二章 中央選挙管理委員会(第五条—第八条)
 - 第三章 選挙権及び被選挙権(第九条—第十一条)
 - 第四章 選挙に関する区域(第十二条—第十三条)
 - 第五章 選挙人名簿(第十四条)
 - 第六章 選挙期日(第十五条—第十七条)
 - 第七章 投票(第十八条—第二十四条)
 - 第八章 開票(第二十五条—第二十六条)
 - 第九章 選挙会(第二十七条—第二十八条)
 - 第十章 候補者(第二十九条—第三十七条)
 - 第十一章 当選人(第三十八条—第五十条)
 - 第十二章 特別選挙(第五十一条—第五十五条)
 - 第十三章 選挙運動(第五十六条—第九十九条)
 - 第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附(第一百三十条—第一百五十七条)
 - 第十五章 推薦団体の選挙運動の特例(第一百五十八条)
 - 第十六章 政党その他の政治団体の選挙における政治活動(第一百五十九条—第一百六十七条)
 - 第十七章 訴訟(第一百六十八条—第一百七十八条)
 - 第十八章 罰則(第一百七十九条—第二百三十一条)
 - 第十九章 補則(第二百三十二条—第二百三十七条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この立法は、沖縄住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)に基づき、衆議院議員及び参議院議員を選挙するため、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定に準じて必要な事項を定めることを目的とする。

(衆議院議員及び参議院議員の数)

第二条 選挙すべき衆議院議員の数は五人、参議院議員の数は二人とする。

(選挙の取締りの公正確保)

第三条 検察官、公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締りに関する規定を公正に執行しなければならない。

(特定地域に関する特例)

第四条 交通至難の島その他の地において、選挙の事務の管理に関する事項について、この立法の規定を適用し難い場合は、規則で特別の定めをすることが出来る。

第二章 中央選挙管理委員会

(選挙事務の管理、監督及び委員会の運営)

第五条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する事務は、中央選挙管理委員会(立法院議員選挙法(一九五六年立法第一号)の規定による中央選挙管理委員会をいう。以下同じ。)が管理する。

2 中央選挙管理委員会は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する事務について市町村の選挙管理委員会(市町村自治法(一九五三年立法第一号)の規定による市町村の選挙管理委員会をいう。以下同じ。)を指揮監督する。

3 中央選挙管理委員会の招集、会議の方法、表決その他委員会の運営については、立法院議員の選挙の例による。

(管掌の事務)

第六条 中央選挙管理委員会は、前条の管理事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 選挙に関する調査及び資料の収集に関する事項
- 二 選挙に関し必要な予算の要求並びに選挙に必要な資材、備品、消耗品等の準備、供給及び配布に関する事項

(選挙事項の周知及び棄権防止等)

第七条 中央選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し特に必要と認める事項を常に選挙人に周知せしめるとともに、棄権防止につき適切な措置を講じなければならない。

2 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

(委員会規則)

第八条 中央選挙管理委員会は、この立法に規定するもののほか、その事務の処理に関し委員会規則及びその他の事項を定めることができる。

2 前項の規則中、公表を要するものは、公報をもつて告示する。

第三章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

(被選挙権)

第十条 日本国民は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該議員の被選挙権を有する。

一 衆議院議員については、年齢満二十五年以上の者

二 参議院議員については、年齢満三十年以上の者

2 前項各号の年齢は、選挙の期日より算定する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 四 立法で定めるところにより行なわれる選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその執行猶予中の者

五 公職選挙法の規定による衆議院議員及び参議院議員の選挙権及び被選挙権を有しない者

2 この立法の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百二十六条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。

3 行政主席、立法院議員、市町村の議会議員及び市町村長又は教育区の教育委員会の委員の選挙に関する犯罪により、それぞれの選挙の選挙権及び被選挙権を有しない者は、この立法の規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

4 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するものについて、第一項又は第二百二十六条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つた

ときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

第四章 選挙に関する区域

(選挙区)

第十二条 衆議院議員及び参議院議員は、それぞれ全市町村の区域を通じて、選挙する。

(投票区及び開票区)

第十三条 投票区及び開票区については、市町村議会議員及び市町村長選挙法(一九六八年立法第七十四号)の投票区及び開票区による。この場合において、同法第十一条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「中央選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第五章 選挙人名簿

第十四条 衆議院議員及び参議院議員の選挙には、市町村議会議員及び市町村長選挙法に規定する選挙人名簿を用いる。

第六章 選挙期日

(総選挙)

第十五条 本土において衆議院議員の総選挙が行なわれる場合においては、本土における公示の日と同日に中央選挙管理委員会が選挙の告示をするものとし、本土における選挙の期日と同日に衆議院議員の総選挙を行なうものとする。

(通常選挙)

第十六条 本土において参議院議員の通常選挙が行なわれる場合においては、本土における公示の日と同日に中央選挙管理委員会が選挙の告示をするものとし、本土における選挙の期日と同日に参議院議員の通常選挙を行なうものとする。

(その他の選挙)

第十七条 第五十一条(再選挙)又は第五十四条(補欠選挙)の規定による選挙は、これを行なうべき事由が生じた日から四十日以内に行なう。この場合において、中央選挙管理委員会は、選挙の期日について、衆議院議員の選挙にあつては少なくとも二十日前に、参議院議員の選挙にあつては少なくとも

二十三日前に、告示しなければならない。

2 前項に掲げる選挙は、これを行なうべき事由が当該議員の任期が終わる前六箇月以内に生じたときは、行なわぬ。

3 第一項に掲げる選挙は、その選挙を必要とするにいたつた選挙についての第六十八条(選挙の効力に関する訴訟)、第七十条(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判所に係属している間は、行なうことができない。

4 第一項の期間は、中央選挙管理委員会が、その選挙を必要とするにいたつた選挙につき、第六十八条又は第七十条の規定による訴訟の提起があつた場合においては第六十八条第一項(選挙関係訴訟についての通知)の規定により訴訟が係属しなくなつた旨の通知を受けた日から、第五十一条第五号に掲げる事由による再選挙については第六十八条第二項の規定による通知を受けた日から、第五十一条第六号に掲げる事由による再選挙については第二百三十条(当選人等の処刑の通知)の規定による通知を受けた日から、起算する。

5 第一項の期間は、同項の補欠選挙については、前項の規定の適用がある場合を除くほか、中央選挙管理委員会が最後に第五十二条(議員が欠けた場合等の通知)の規定による通知を受けた日から起算する。

第七章 投票

(選挙の方法)

第十八条 選挙は、投票により行なう。

(一人一票)

第十九条 投票は、各選挙につき、一人一票に限る。

(投票管理者及び投票立会人)

第二十条 選挙に当たつては、各投票区ごとに投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票用紙の様式)

第二十一条 投票用紙の様式は、規則で定める。

(代理投票)

第二十二条 身体の故障又は文盲により、自ら当該選挙の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見をきいて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならぬ。

3 前二項の場合において必要な事項は、規則で定める。

(選挙人の確認及び投票の拒否)

第二十三条 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならぬ。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見をきき、投票管理者が決定しなければならぬ。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならぬ。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人において異議のある選挙人についても、前二項と同様とする。

(投票に関するその他の事項)

第八章 開票

(開票管理者及び開票立会人)

第二十五条 選挙に当たつては、各開票区ごとに開票管理者及び開票立会人を置く。

(開票に関するその他の事項)

第二十六条 前条に規定するものほか、開票に関しては、立法院議員の選挙の開票の例による。この場合において、立法院議員選挙法第六十六条第二項中「五人」とあるのは、「十人」とする。

第九章 選挙会

(選挙長及び選挙立会人)

第二十七条 選挙に当たつては、選挙長及び選挙立会人を置く。

(選挙会に関するその他の事項)

第二十八条 前条に規定するものほか、選挙会に関しては、立法院議員の選挙の選挙会の例による。

第十章 候補者

(立候補の届出等)

第二十九条 候補者となる者又は、当該選挙の期日の告示があつた日から二日間に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならぬ。

2 選挙人名簿に登録された者が他人を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、郵便によることなく、文書でその推薦の届出をすることができる。

3 前二項の文書には、候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属する政党その他の政治団体の名称(二以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称とし、次項に規定する証明書に係る政党その他の政治団体の名称をいうものとする)並びに規則で定める事項を記載しなければならない。

4 第一項及び第二項の文書には、次条及び第三十一条(重複立候補の禁止)の規定により候補者となることができない者でないことを当該候補者となすべき者が誓う旨の宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書並びに規則で定める文書を添えなければならない。

5 第一項及び第二項の期間内に届出のあつた候補者が、その選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、前四項の例により、その選挙の期日前三日までに、候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

6 第一項、第二項及び前項の規定により届出のあつた者が次条又は第三十一条の規定により候補者となり、又は候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、その届出を却下しなければならない。

7 候補者は、第一項又は第二項の規定により届出のあつた候補者にあつては第一項の期間の末日までに、第五項の規定により届出のあつた候補者にあつては選挙の期日前三日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者たるこ

とを辞することができない。

8 第一項、第二項、第五項及び前項の届出があつたとき、第六項の規定により届出を却下したとき又は候補者が死亡し、若しくは第三十五条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)若しくは第四十六条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

(被選挙権のない者の立候補の禁止)

第三十条 第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項及び第三項並びに第二十六条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により被選挙権を有しない者は、候補者となり、又は候補者であることができない。

(重複立候補の禁止)

第三十一条 一の選挙において候補者となつた者は、同時に、他の選挙(他の立法による選挙を含む。)における候補者となることができない。

2 公職選挙法の規定により行なわれる選挙において候補者となつた者は、同時に、この立法により行なわれる選挙における候補者となることができない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第三十二条 次の各号に掲げる者は、在職中、当該選挙の候補者となることができない。

- 一 投票管理者
- 二 開票管理者
- 三 選挙長

(公務員の立候補制限)

第三十三条 琉球政府、市町村及び地方教育区の公務員は、在職中、候補者となることができない。公職選挙法第八十九条(公務員の立候補制限)の規定により、公職の候補者となることができない者も、同様とする。

2 衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行なわれる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項の規定にかかわらず、在職中、その選挙における候補者となることができない。

(立候補のための公務員の退職)

第三十四条 前条(第一項後段を除く。)の規定により候補者となることができない公務員が、第二十九条(立候補の届出等)第一項、第二項及び第五項

の規定により候補者として届出をし又は推薦届出をされたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとなす。

(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)

第三十五条 第二十九条(立候補の届出等)第一項、第二項及び第五項の規定により候補者として届出又は推薦届出のあつた者が、第三十二条(選挙事務関係者の立候補制限)又は第三十三条(公務員の立候補制限)の規定により候補者となることができない者となつたときは、その候補者たることを辞したものとみなす。

(供託)

第三十六条 候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者一人につき、八百ドルの供託をしなければならない。

(供託金の没収)

第三十七条 候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条の供託金は、政府に帰属する。

一 衆議院議員の選挙 議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得票数の五分の一

二 参議院議員の選挙 通常選挙における議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得票数の八分の一 ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における議員の定数をこえる場合においては、その選挙すべき議員の数をこえる場合において、その選挙すべき議員の数をこえる有効投票の総数を除して得票数の八分の一

2 前項の規定は、候補者が当該候補者たることを辞した場合(第三十五条)公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つた場合を含む。及び候補者の届出が第二十九条(立候補の届出等)第六項の規定により却下された場合に、準用する。

第十一章 当選人

(当選人)

第三十八条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならぬ。

一 衆議院議員の選挙 議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得票数の四分の一以上の得票

二 参議院議員の選挙

通常選挙における議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における議員の定数をこえる場合においては、その選挙すべき議員の数をこえて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(当選人の更正決定)

第三十九条 第七十条(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の結果、再選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、直ちに選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

(当選人の繰上補充)

第四十条 当選人が死亡者であるとき又は第四十二条(被選挙権の喪失による当選人の失格)若しくは第四十六条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第二項及び第四項の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、第三十八条第一項ただし書(法定得票数)の規定による得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

2 各選挙について、第五十一条(再選挙)第五号若しくは第六号の事由がその選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第三十八条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において同条第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、そのものの中から当選人を定めなければならない。

(被選挙権の喪失と当選人の決定)

第四十一条 前二条の場合において、第三十八条第一項ただし書(法定得票数)の規定による得票者又は同条第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがその選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができな

(被選挙権の喪失による当選人の失格)

第四十二条 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

(無投票当選)

第四十三条 各選挙において第二十九条(立候補の届出等)第一項、第二項若しくは第五項の規定による届出のあつた候補者がその選挙における議員の定数をこえないとき若しくはこえなくなつたときは、投票は、行なわ

2 前項の規定により投票を行なわなかつたときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、あわせてこれを告示し、かつ、中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の場合においては、選挙長は、その選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、当該候補者をもつて当選人と定めなければならない。

5 前項の場合において、当該候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見をきき、選挙長が決定しなければならない。

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第四十四条 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における候補者の得票総数その他選挙の次第を、中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、中央選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(当選の効力の発生)

第四十五条 当選人の当選の効力は、前条第二項の規定による当選人の告示があつた日から、生ずるものとする。

(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)

第四十六条 当選人で、法令の定めるところにより衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない職にある者が、第四十四条第二項(当選人決定の告知)の規定により当選の告知を受けたときは、その告知を受けた日にその職を辞したものとみなす。

2 第三十九条(当選人の更正決定)、第四十条(当選人の繰上補充)又は第五十三条(議員が欠けた場合等の繰上補充)の規定により当選人と定められた者で、法令の定めるところにより当該選挙にかかる議員と兼ねることができない職にあるものが第四十四条第二項の規定により当選の告知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、中央選挙管理委員会に対し、その告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を

失う。

3 前項の場合において、同項に規定する公務員がその退職の申出をしたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その申出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

4 一の選挙につき第三十九条、第四十条又は第五十三条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第二十九条(立候補の届出等)第一項、第二項及び第五項の規定による届出又は推薦届出のあつたものであるときは、第三十五条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)又は第一項の規定にかかわらず、第四十四条第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内に中央選挙管理委員会にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙についてその候補者たることを辞したものとみなし又はその当選を失う。

(当選証書の附与及び告示)

第四十七条 前条第二項及び第四項に規定する場合を除くほか、中央選挙管理委員会は、第四十五条(当選の効力の発生)の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

2 前条第二項及び第四項の規定により当選を失わなかつた当選人については、中央選挙管理委員会は、同条第二項及び第四項に規定する届出があつたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

3 前二項の規定により当選証書を附与したときは、中央選挙管理委員会は、その旨並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(当選人がない場合等の報告及び告示)

第四十八条 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を中央選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、中央選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙及び当選の無効の場合の告示)

第四十九条 第十七章(訴訟)の規定による訴訟の結果選挙若しくは当選が無効となつたとき又は当選人が第二百二十三条(当選人の選挙犯罪による当選無効)の規定により当選が無効となつたときは、中央選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(当選等に関する報告)

第五十条 前三条の場合においては、中央選挙管理委員会は、直ちにその旨及び当選人の住所、氏名その他選挙の結果を行政主席に報告し、行政主席は、その旨を日本政府に通知しなければならない。

第十二章 特別選挙

(再選挙)

第五十一条 衆議院議員又は参議院議員の選挙について次の各号に掲げる事由の1が生じた場合においては、第三十九条(当選人の更正決定)、第四十条(当選人の繰上補充)及び第四十一条(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定により当選人を定めることができることを除くほか、中央選挙管理委員会は、選挙の期日をもってこれを告示し、再選挙を行なわせなければならない。ただし、同一人に関し、次に掲げるその他の事由により又は第五十四条(補充選挙)の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき。

二 当選人が死亡者であるとき。

三 当選人が第四十二条(被選挙権の喪失の場合)又は第四十六条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第二項及び第四項の規定により当選を失つたとき。

四 第六十八条(選挙の効力に関する訴訟)又は第七十条(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の結果当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき。

五 第七十三条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合)の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき。

六 第二百二十三条(当選人の選挙犯罪による当選無効)の規定により当選人の当選が無効となつたとき。

(議員が欠けた場合等の通知)

第五十二条 行政主席は、日本政府から衆議院議員又は参議院議員の欠員を生じた旨の通知を受けた場合においては、その旨を中央選挙管理委員会に通知し、中央選挙管理委員会は、次条の規定の適用があると認めるときは、直ちにその旨を選挙長に通知しなければならない。

(議員が欠けた場合等の繰上補充)

第五十三条 衆議院議員又は参議院議員の欠員が、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第三十八条第一項ただし書(法定得票数)の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において同条第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

2 第四十一条(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定は、前項の場合に、準用する。

3 選挙長は、前条の通知を受けた日から二十日以内に、選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

(補欠選挙)

第五十四条 衆議院議員又は参議院議員の欠員につき、第五十二条(議員が欠けた場合等の通知)の規定による通知を受けた場合において、前条の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、中央選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行なわなければならない。ただし、同一人に関し、第五十一条(再選挙)の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 衆議院議員の場合には、二人以上に達したとき。

二 参議院議員の場合には、一人に達したとき。

2 衆議院議員の欠員の数が前項第一号に該当しなくても、衆議院議員の再選挙が行なわれるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行なう。ただし、衆議院議員の再選挙の期日の告示があつた後に中央選挙管理委員会が第五十二条の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

(合併選挙及び在任期間を異にする議員の選挙の場合の当選人)

第五十五条 次の各号に掲げる選挙を各号の区分ごとに同時に行なう場合において、一の選挙をもつて合併して行なう。

一 衆議院議員の場合には、その再選挙又は補欠選挙

二 参議院議員の場合には、その通常選挙、再選挙又は補欠選挙

2 在任期間を異にする参議院議員について、選挙を合併して行なつた場合において、第三十八条第一項ただし書(法定得票数)の規定による得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の当選人を定めなければならぬ。

3 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行なつた場合において、第四十三条第一項(無投票当選)の規定の適用があるときは、くじにより、いずれの候補者をもつて在任期間の長い議員の選挙の当選人とするかを定めなければならない。

4 第四十三条第五項(無投票当選の場合の被選挙権の有無の決定)の規定は、前項の場合に、準用する。

5 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行なつた場合において、在任期間の長い議員の当選人又はその議員について、第四十条(当選人の繰上補充)又は第五十三条(議員が欠けた場合等の繰上補充)に規定する事由が生じたため、これらの規定により繰上補充を行なう場合においては、その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から当選人を定めるものとする。

第十三章 選挙運動

(選挙運動の期間)

第五十六条 選挙運動は、各選挙につき、第二十九条(立候補の届出等)第一項、第二項又は第五項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければならない。

(選挙事務所の設置及び届出)

第五十七条 候補者又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)でなければ、当該選挙につき、選挙事務所を設置することができない。

2 前項の者が選挙事務所を設置したときは、直ちにその旨を、中央選挙管理委員会及び当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。選挙事務所に異動があつたときも、同様とする。

(選挙事務所の数)

第五十八条 選挙事務所は、候補者一人につき、三箇所まで設置することができる。

2 前項の規定により設置する選挙事務所については、当該選挙事務所の設置者は、中央選挙管理委員会が交付する標札を、選挙事務所を表示するため、その入口に掲示しなければならない。

(選挙当日の選挙事務所の制限)

第五十九条 選挙事務所は、第五十六条(選挙運動の期間)の規定にかかわらず

ず、選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から三百メートル以外の区域に限り、設置することができる。

(休憩所等の禁止)

第六十条 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。

(選挙事務所の閉鎖命令)

第六十一条 第五十七条第一項(選挙事務所の設置者)、第五十八条第二項(選挙事務所の表示)又は第五十九条(選挙当日の選挙事務所の制限)の規定に違反した選挙事務所の設置があると認めるときは、中央選挙管理委員会又は当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 第五十八条(選挙事務所の数)の規定による定数をこえて選挙事務所の設置があると認めるときは、その超過した数の選挙事務所についても、前項と同様とする。

(選挙事務関係者の選挙運動の禁止)

第六十二条 第三十二条(立候補制限を受ける選挙事務関係者)に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができない。

2 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(特定公務員の選挙運動の禁止)

第六十三条 次の各号に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

- 一 中央選挙管理委員会の委員及び職員並びに市町村の選挙管理委員会の委員及び職員
 - 二 裁判官
 - 三 検察官
 - 四 会計検査官
 - 五 公安委員会の委員
 - 六 警察官
 - 七 収税官吏及び徴税の吏員
- (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)
- 第六十四条 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 琉球政府、市町村又は地方教育区の公務員
- 二 大衆金融公庫、農林漁業中央金庫、沖縄観光開発事業団、琉球土地住宅公社若しくは沖縄下水道公社の役員若しくは職員又は琉球電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員(以下「公社等の役員等」という。)

2 前項各号に掲げる者が候補者若しくは候補者となろうとする者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は候補者若しくは候補者となろうとする者である前項各号に掲げる者が候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 三 その地位を利用して、第五十五条(後援団体に関する寄附等の禁止)第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、前項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 四 その地位を利用して、新聞その他刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 五 候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。
- (教育者の地位利用の選挙運動の禁止)
- 第六十五条 教育者(学校教育法(一九五八年立法第三号)に規定する学校の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。
- (未成年者の選挙運動の禁止)
- 第六十六条 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。
- 2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。

い。ただし、選挙運動のための事務に使用する場合は、この限りでない。

(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)

第六十七条 第二百二十六条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。行政主席、立法院議員、市町村の議会の議員、市町村長及び教育区の教育委員会の委員の選挙に関する犯罪によりそれぞれの選挙の選挙権及び被選挙権を有しない者並びに公職選挙法第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者も、同様とする。

(戸別訪問)

第六十八条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。

2 いかなる方法をもつてするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行なうことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言ひある行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(署名運動の禁止)

第六十九条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることができない。

(人気投票の公表の禁止)

第七十条 何人も、選挙に関し、当選人を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

(飲食物の提供の禁止)

第七十一条 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することができない。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労働者に対し、候補者一人について、当該選挙の選挙運動の期間中、第五十五条(実費弁償及び報酬の額)第一項第一号の規定により定められた弁当料の範囲内で、かつ、両者を通じて十五人分(四十五食分)(第五十八条(選挙事務所の数)の規定により設置することができる選挙事務所の数が一をこえる場合においては、その一を増すこと)これに六人分(十八食分)を加えたもの)に、当該選挙につき選挙の期日の告示のあつた日からその選

挙の期日の前日までの期間の日数に乗じて得た数分をこえない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当(選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労働者が携行するために提供された弁当を含む。)については、この限りでない。

(氣勢を張る行為の禁止)

第七十二条 何人も、選挙運動のため、自動車を連れ又は隊伍を組んで往來する等によつて氣勢を張る行為をすることができない。

(連呼行為の禁止)

第七十三条 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所においてする場合並びに午前七時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

(自動車、拡声機及び船舶の使用)

第七十四条 主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(一九六三年立法第九号)第二条第八号に規定する自動車をいう。以下同じ。)、拡声機及び船舶は、候補者一人について、自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。)(一)又は船舶一隻及び拡声機一揃のほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一揃を使用することを妨げるものではない。

2 前項本文の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、その使用する自動車、拡声機又は船舶に、中央選挙管理委員会の定めるところの表示(自動車と船舶については、両者に通用する表示)をしなければならぬ。

3 第一項の自動車は、規則で定める乗用の自動車に限るものとする。

(自動車等の乗車制限)

第七十五条 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、候補者、運転手(自動車一台につき一人に限る。以下この条において同じ。)(及び船員を除き、自動車一台又は船舶一隻につき、四人をこえてはならない。

2 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者(候補者、運転手及び船員を除く。)は、中央選挙管理委員会の定めるところにより、一定の服装を着けなければならない。
(車上の選挙運動の禁止)

第七十六条 何人も、第七十四条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることができない。ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び第七十三条第一項(連呼行為の禁止)ただし書の規定により自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすることは、この限りでない。

(文書図画の頒布)

第七十七条 選挙運動のために使用する文書図画は、候補者一人について通常葉書二万五千枚のほかは、頒布することができない。

2 前項の通常葉書は、無料とし、規則で定めるところにより、郵政庁において表示をしたものでなければならない。

3 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板(ブラカードを含む。以下同じ。)の類を多数の者に回覧させることは、第一項の頒布とみなす。ただし、次条第一項第二号に規定するものを同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、及び候補者が同項第三号に規定するものを着用したままで回覧することは、この限りでない。

(文書図画の掲示)

第七十八条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号の一に該当するもののほかは、掲示することができない。

- 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 二 第七十四条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 三 候補者が使用するたすき、胸章及び胸章の類
- 四 演説会場(第九十五条(立会演説会)の立会演説会における演説会場を除く。)においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

五 個人演説会告知用ポスター

六 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター
2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、前項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 第一項第五号の個人演説会告知用ポスター及び同項第六号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第八十条第一項(ポスター掲示場)の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第五十六条(選挙運動の期間)の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

5 第一項第五号の個人演説会告知用ポスター及び同項第六号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第五十六条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

6 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。

7 第一項に規定するポスター(同項第五号及び第六号のポスターを除く。)、立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル(同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル)をこえてはならない。

8 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一個とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルをこえてはならない。

9 第一項第五号の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、巾十センチメートルをこえてはならない。

10 前項のポスターは、第一項第六号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。

11 第一項第五号の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

12 第一項第六号のポスターは、タブロイド型(長さ四十二センチメートル、巾三十センチメートル)をこえてはならない。

13 前項のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所を記載しなければならない。

(文書図画の撤去義務)

第七十九条 前条第一項第一号、第二号又は第四号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、第七十四条(自動車、拡声機及び船舶の使用)第一項の自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければならない。

(ポスター掲示場)

第八十条 市町村の選挙管理委員会は、第七十八条(文書図画の掲示)第一項第六号のポスターの掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、規則で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ中央選挙管理委員会の承認を得て、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、規則で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 候補者は、第一項の掲示場に、中央選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第七十八条第一項第五号及び第六号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。

この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、規則で定めるところにより、当該候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、中央選挙管理委員会が定める。

(ポスター掲示場を設置しない場合)

第八十一条 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、前条第一項の掲示場は、設けないことができる。

(ポスター掲示場の設置についての協力)

第八十二条 第八十条(ポスター掲示場)の規定によりポスターの掲示場を設

置する場合においては、土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)

第八十三条 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演説等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第七十七条(文書図画の頒布)又は第七十八条(文書図画の掲示)の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同じ一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状を頒布し又は掲示する行為は、第七十七条又は第七十八条の禁止を免れる行為とみなす。

(文書図画の撤去)

第八十四条 中央選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙運動のために使用する文書図画で第七十八条(文書図画の掲示)若しくは第七十九条(個人演説会場の掲示の特例)の規定に違反して掲示したものの若しくは第七十九条(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないものがあると認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するものがあると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、中央選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)

第八十五条 この立法に定めるところの選挙運動の制限に関する規定(第七十九条(人氣投票の公表の禁止)の規定を除く。)は、新聞紙(これに類する通信類を含む。以下同じ。)又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を記載し又は事実をゆがめて記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

2 新聞紙又は雑誌の販売を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法で頒布し又は中央選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができる。

3 前二項の規定の適用について新聞紙又は雑誌とは、選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、次に掲げるものをいう。ただし、点字新聞紙については

、第一号口の規定(同号ハ及び第二号中第一号口に係る部分を含む。)は、適用しない。

一 次の条件を具備する新聞紙又は雑誌

イ 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号をおつて定期に有償頒布するものであること。

ロ 第三種郵便物の認可のあるものであること。

ハ 当該選挙の選挙の期日の告示の前一年以来、イ及びロに該当し、引き続き発行するものであること。

二 前号に該当する新聞紙又は雑誌を発行する者が発行する新聞紙又は雑誌で同号イ及びロの条件を具備するもの

(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)
第八十六条 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供与接待、その申込み若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができない。

2 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供与、供与接待を受け若しくは要求し又は前項の申込みを承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができない。

3 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。

(新聞広告)
第八十七条 候補者は、中央選挙管理委員会が定めるところにより、同一寸法で、いずれかの一の新聞に、選挙運動の期間中、五回を限り、選挙に関して無料で広告をすることができ。

2 前項の広告を掲載した新聞紙は、第七十七条(文書図画の頒布)又は第七十八条(文書図画の掲示)の規定にかかわらず、新聞紙の販売を業とする者が、通常の方法で頒布し又は中央選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができる。

(政見放送)
第八十八条 候補者は、中央選挙管理委員会の定めるところにより、選挙運動の期間中沖繩放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送(放送法(一九六七年立法第二百二十二号)第二条第四号に規定するラジオ放送又は同条第五号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。この合において、沖繩放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。

2 前項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとにすべての候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

3 前二項の放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、中央選挙管理委員会が沖繩放送協会及び一般放送事業者と協議のうえ、定める。

(政見放送における品位の保持)
第八十九条 候補者は、その責任を自覚し、前条第一項に規定する放送(以下「政見放送」という。)をするに当たつては、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位をそこなう言動をしてはならない。

(経歴放送)
第九十条 候補者は、中央選挙管理委員会の定めるところにより、選挙運動の期間中一般放送事業者のラジオ放送の放送設備により、公益のため、自己の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を無料で放送させることができる。

2 前項の放送の回数は、候補者一人について、衆議院議員の選挙にあつては十回、参議院議員の選挙にあつては五回とする。

3 沖繩放送協会又は一般放送事業者は、規則で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放送を行なう際にテレビジョン放送による経歴放送をするものとする。

(政見放送及び経歴放送を中止する場合)
第九十一条 第四十三条第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行なうことを必要としなくなつたときは、政見放送及び経歴放送の手続は、中止する。

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により政見放送又は経歴放送が不能となつた場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は、行なわれない。

(選挙放送の番組編集の自由)
第九十二条 この立法に定めるところの選挙運動の制限に関する規定(第七十

条(人気が投票の公表の禁止)の規定を除く。)は、沖縄放送協会又は一般放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

(立会演説会の放送)

第九十三条 沖縄放送協会又は一般放送事業者は、立会演説会についてその実況を放送するときは、中央選挙管理委員会と協議しなければならない。

(選挙運動放送の制限)

第九十四条 何人も、この立法に規定する場合を除くほか、放送設備(広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。

(立会演説会)

第九十五条 候補者の政見を選挙人に周知させるため、この立法の定めるところにより、中央選挙管理委員会が指定する市町村において、公営の立会演説会を行なう。

(立会演説会における演説者及び録音盤の使用禁止)

第九十六条 立会演説会においては、当該選挙における候補者とその選挙運動のための演説を行なうものとし、当該候補者が演説を行なうことができないときは、その代理人(候補者でない者に限り)として一人を限り、自己の行なうべき立会演説会において演説を行なわせることができる。

2 立会演説会においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説することができない。

(立会演説会の開催計画の決定及び告示)

第九十七条 中央選挙管理委員会は、第九十五条(立会演説会)の規定により立会演説会を開催する市町村の選挙管理委員会と協議のうえ、あらかじめ立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間を決定し、当該選挙の期日の告示の日から二日以内に告示しなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、中央選挙管理委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することを決定することができる。

3 前二項の規定による決定をするに当たっては、中央選挙管理委員会は、政

党の代表者その他関係人の参集を求めて、その意見をきくことができる。

(班別編成によらない立会演説会への参加)

第九十八条 班別編成の方法によらない場合の立会演説会に加わろうとする候補者は、中央選挙管理委員会に、その指定する期日までに、前条第一項の規定により告示された一市町村又は一単位ごとの各立会演説会の開催日及び会場につき自己の加わらうべき希望の順位を定めて、その旨を申し出なければならない。この場合において、立会演説会に加わることのできる回数、立会演説会を開催すべき一市町村又は一単位ごとに、候補者一人について、一回に限る。

2 中央選挙管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた候補者のうち当該立会演説会への参加を希望の第一順位とするものにつき、各立会演説会ごとに、前条第一項の規定による一回の立会演説会において演説することのできる候補者を決定する。当該立会演説会への参加を希望の第一順位とする申出者の数がその演説することのできる数をこえるときは、申出の到達の順により、到達が同時であるときはくじにより、決定する。

3 前項の規定により希望の第一順位通りに決定されなかつた申出者については、中央選挙管理委員会は、その申出者の希望の順位を参酌して、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

4 各立会演説会における候補者の演説の順序は、中央選挙管理委員会がくじで決定する。

5 第一項の申出のあつた候補者について、前三項の規定によりその者の加わらうべき立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、中央選挙管理委員会は、直ちにその旨を、当該候補者に通知するとともに告示しなければならない。この場合においては、あわせて関係市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(班別編成による立会演説会への参加)

第九十九条 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わろうとする候補者は、中央選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならない。

2 前項の期間内に申出のあつた候補者については、その所属の班及び最初に行なわれる立会演説会の順序は、中央選挙管理委員会がくじで決定する。この場合においては、あわせてその者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

3 中央選挙管理委員会は、前項の最初に行なわれる立会演説会における演説の順序の決定については、立会演説会を行なう期間を二又は三の期間に分け、それぞれその期間ごとに行なうことができる。

4 第二回以後に行なわれる立会演説会における候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものによる。

5 前条第五項の規定は、第二項の規定による決定があつた場合について、準用する。

(立会演説会への指定期日後の参加)

第百条 第九十八条第一項(班別編成によらない立会演説会への参加)又は前条第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わらうとするものは、中央選挙管理委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあつた候補者については、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場は、中央選挙管理委員会が、申出者の希望を参酌して決定する。この場合においては、あわせて立会演説会における演説の順序をも決定しなければならない。

3 前項の決定をしたときは、中央選挙管理委員会は、第九十八条第五項の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(立会演説会における演説の順序の変更)

第百一条 候補者(第九十六条第一項(立会演説会における演説者)の規定による代理者を含む。)が立会演説会において演説を行なうべき時間に演説を行なわなかつたときは、正当な理由があると認められる場合を除き、中央選挙管理委員会は、その後に関催される立会演説会における候補者の演説の順序を変更することができる。この場合においては、その後に関催される立会演説会において演説を行なうべき他の候補者の意見をきかなければならない。

2 前項の規定により演説の順序を変更したときは、中央選挙管理委員会は、第九十八条第五項(立会演説会の日時の通知等)の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(立会演説会開催の周知方法)

第百二条 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見やすい場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに

演説を行なうべき候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき市町村又は一単位につき、五十箇所以上でなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

(立会演説会の開催を中止する場合)

第百三条 第四十三条第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行なうことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手續は、中止する。

2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代わるべき立会演説会は、行なわれない。

(立会演説会の秩序保持)

第百四条 市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、立会演説会の会場において演説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだす者があるときは、これを制止し、命に従わないときは会場外に退去させなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、当該警察官の処分を請求することができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会の開催に当たり、会場の秩序保持に関するこの立法の趣旨及び内容を説明し、並びに会場の見やすい場所に掲示する等の方法により、立会演説会の秩序保持に努めなければならない。

(立会演説会に関しその他必要な事項及び実施事務)

第百五条 前十条に規定するもののほか、立会演説会に関し必要な事項は、中央選挙管理委員会が定め、会場の施設その他立会演説会の実施に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が行なう。

(公営施設使用の個人演説会)

第百六条 候補者は、次に掲げる施設を使用して、個人演説会を開催することができる。

- 一 学校及び公民館(社会教育法(一九五八年立法第四号)第二十四条に規定する公民館をいう。)
- 二 市町村の管理に属する公会堂

三 前各号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、規則の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、中央選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、中央選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

(公営施設以外の施設使用の個人演説会)
第百七条 候補者は、前条第一項に規定する施設以外の施設(建物その他の施設の構内を含む。)を使用して、個人演説会を開催することができる。

(個人演説会における演説)
第百八条 個人演説会においては、当該候補者は、その選挙運動のための演説をすることができる。

2 個人演説会においては、当該候補者以外の者も当該候補者の選挙運動のための演説をすることができる。

(個人演説会開催の申出)
第百九条 第百六条(公営施設使用の個人演説会)の規定により個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び候補者の氏名を、文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。

(個人演説会の施設の無料使用)
第百十条 第百六条(公営施設使用の個人演説会)の規定により個人演説会を開催する場合における施設(設備を含む。)の使用については、候補者一人につき、同一施設(設備を含む。)ごとに一回を限り、無料とする。

(個人演説会場の掲示の特例)
第百十一条 候補者は、その個人演説会の開催中、次項に規定する立札又は看板の類を、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 前項の規定により個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルをこえてはならないものとし、これらには、中央選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。

3 前項に規定する立札及び看板の類の数は、当該選挙ごとに、通じて五をこえることができない。

4 第二項に規定する立札及び看板の類を除くほか、第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、演説会場外においては掲示することができない。

5 第二項に規定する立札及び看板の類は、演説会場外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができる。

(他の演説会の禁止)
第百十二条 選挙運動のためにする演説会は、この立法の規定により行なう立演説会及び個人演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

2 候補者以外の者が二人以上の候補者の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(個人演説会及び街頭演説における録音盤の使用)
第百十三条 個人演説会及び街頭演説においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説をすることを妨げない。

(街頭演説)
第百十四条 選挙運動のためにする街頭演説(屋内から街頭へ向つてする演説を含む。以下同じ。)は、演説者がその場所にとどまり、第二項に規定する標旗を掲げる場合でなければ、行なうことができない。

2 選挙運動のために街頭演説をしようとする場合には、候補者は、あらかじめ中央選挙管理委員会の定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3 前項の標旗は、候補者一人について、一を交付する。

4 第一項の標旗は、当該公務員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(夜間の街頭演説の禁止等)
第百十五条 何人も、午後八時から翌日午前七時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができない。

2 第七十三条第二項(連呼行為における静穏の保持)の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)
第百十六条 第百十四条(街頭演説)の規定による街頭演説においては、選挙運動に従事する者(運転手(第七十四条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車一台につき一人に限る。))及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。)は、候補

者一人について十五人をこえてはならない。

2 前項の規定による選挙運動に従事する者は、中央選挙管理委員会の定めるところにより、一定の胸章又は第七十五条第二項(乗車又は乗船する者の胸章)の規定による腕章を着けなければならない。

(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)

第百十七条 何人も、第九十五条(立会演説会)の立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は、当該立会演説会の会場から三百メートル以内の区域において、選挙運動のために街頭演説(演説を含む。)を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第七十三条第一項(連呼行為の禁止)ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、同様とする。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)

第百十八条 何人も、二以上の選挙が行なわれる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、選挙運動のために街頭演説(演説を含む。)を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第七十三条第一項(連呼行為の禁止)ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、同様とする。

(特定の建物及び施設における演説等の禁止)

第百十九条 何人も、次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のために演説及び連呼行為を行なうことができない。ただし、第一号に掲げる建物において第九十五条(立会演説会)の立会演説会又は第六十六条(公営施設使用の個人演説会)の規定による個人演説会を開催する場合は、この限りでない。

一 琉球政府、市町村、地方教育区又は琉球電信電話公社の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)

二 乗合自動車及び船舶(第七十四条第一項(選挙運動に使用する場合)の船舶を除く。)

三 病院、診療所その他の療養施設

(選挙公報の発行)

第百二十条 中央選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した

選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ことに、一回発行しなければならない。この場合において候補者の写真を掲載しなければならない。

2 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

3 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、中央選挙管理委員会が定める。

(掲載文の申請)

第百二十一条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文(あわせて写真を添附するものとする。)を具し、当該選挙の期日の告示があつた日から四日間に、中央選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、字数二千をこえることができない。

3 第一項の掲載文の字数が前項の制限をこえるときは、その超過する部分は、選挙公報に掲載しないものとする。

4 第一項の掲載文については、第八十九条(政見放送における品位の保持)の規定を準用する。

(選挙公報の発行手続)

第百二十二条 中央選挙管理委員会は、前条第一項の申請があつたときは、掲載文を、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合同じにおいては、その掲載の順序は、中央選挙管理委員会がくじで定める。

3 前条第一項の申請をした候補者又は代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第百二十三条 選挙公報は、中央選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に用いべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第百二十四条 第四十三条第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行なうことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(選挙公報に關しその他必要な事項)

第百二十五条 前五条に規定するもののほか、選挙公報の発行の手続に關し必

要な事項は、中央選挙管理委員会が定める。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第百二十六条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 前項の掲示の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定める順序による。

3 候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の掲示に関し必要な事項は、中央選挙管理委員会が定める。

(通常葉書等の返還及び譲渡禁止)

第百二十七条 第七十七条第一項(無料葉書)の通常葉書の交付を受けた者は、第二十九条第六項(立候補の届出の却下)の規定により届出を却下され、又は候補者たることを辞したときは、直ちにその全部を返還しなければならない。ただし、選挙運動に使用したためその全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

2 第七十七条第一項の規定により選挙運動のために使用する通常葉書の交付を受けた者は、これらのものを他人に譲渡してはならない。

(選挙期日後のあいさつ行為の制限)

第百二十八条 何人も、選挙の期日(第四十二条(無投票当選)第一項の規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第二項の規定による告示の日)後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもつて次の各号に掲げる行為をすることができない。

一 選挙人に対して戸別訪問をすること。

二 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

三 新聞紙又は雑誌を利用すること。

四 第九十四条(選挙運動放送の制限)に掲げる放送設備を利用して放送すること。

五 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

六 自動車を運転又は隊伍を組んで往來する等によつて氣勢を張る行為をすること。

七 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言いあるること。

(選挙期日後の文書図画の撤去)

第百二十九条 第百十一条(個人演説会場の掲示の特例)第二項の立札及び看板の類を掲示した者は、選挙の期日(第四十三条(無投票当選)第一項の規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第二項の規定による告示の日)後すみやかにこれを撤去しなければならない。

第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

(収入、寄附及び支出の定義)

第百三十条 この立法において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

2 この立法において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

3 この立法において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

(出納責任者の選任及び届出)

第百三十一条 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者(出納責任者)と、以下同じ。)一人を選任しなければならない。ただし、候補者が自ら出納責任者となり又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者)が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

2 出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならない。

3 出納責任者の選任者(自ら出納責任者となつた者を含む。)は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名を、文書で、中央選挙管理委員会に届けなければならない。

4 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前項の届出には、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出者が数人あるときはあわせてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならない。

(出納責任者の解任及び辞任)

第百三十二条 候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、同様とする。

2 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することにより辞任することができる。

(出納責任者の異動)

第百三十三条 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに**第百三十一条**(出納責任者の選任及び届出) **第三項**及び**第四項**の例により、届け出なければならない。

2 前項の届出で解任又は辞任による異動に関するものには、前条の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、あわせて、その解任につき候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

(出納責任者の職務代行)

第百三十四条 出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代わつてその職務を行なう。推薦届出者たる選任者(自ら出納責任者となつた者を含む。)にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わつて出納責任者の職務を行なう。

2 前項の規定により出納責任者に代わつてその職務を行なう者は、**第百三十一条**(出納責任者の選任及び届出) **第三項**及び**第四項**の例により、届け出なければならない。

3 前項の届出には、出納責任者の氏名(出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときはあわせてその氏名)、事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代わつてその職務を行なう者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

(出納責任者の届出の効力)

第百三十五条 **第百三十一条**(出納責任者の選任及び届出) **第三項**及び**第四項**、**第百三十三条**(出納責任者の異動)又は前条**第二項**及び**第三項**の規定による届出書類を郵便で着し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便局に托したときをもって、これらの規定による届出があつたものとみなす。

(届出前の寄附の受領及び支出の禁止)

第百三十六条 出納責任者(出納責任者に代わつてその職務を行なう者を含む。 **第百四十二条**(出納責任者の事務引継ぎ)の規定を除き以下同じ。)は、**第百三十一条**(出納責任者の選任及び届出) **第三項**及び**第四項**、**第百三十三条**(出納責任者の異動)又は**第百三十四条**(出納責任者の職務代行) **第二項**及び**第三項**の規定による届出がなされた後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもつてするを問わず、候補者のために寄附を受け又は支出することができない。

(会計帳簿の備付け及び記載)

第百三十七条 出納責任者は、会計帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。)

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同じ。)及び年月日

三 選挙運動に関するすべての支出(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。)

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日。

2 前項の会計帳簿の種類及び様式は、規則で定める。

(明細書の提出)

第百三十八条 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。ただし、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。

2 前項の寄附で当該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに届出責任者にその明細書を提出しなければならない。

(出納責任者の支出制限)

第百三十九条 立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない。ただし、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

2 立候補準備のために要した支出で候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したものであるについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならぬ。

(領収書等の徴収及び送付)
 第四百十條 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴収しなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならない。

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)
 第四百十一條 候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、第三百七條(会計帳簿の備付け及び記載)の第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し(同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面)を添附して、次の各号の定めるところにより、中央選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 当該選挙の期日の告示の前日まで、選挙の期日の告示の日から選挙の日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これをあわせて精算し、選挙の期日から十五日以内
 二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に
 3 前項の報告書の様式は、規則で定める。

3 第一項の報告書には、真実の記載がなされていることを認む旨の文書を添えなければならない。

(出納責任者の事務引継ぎ)
 第四百十二條 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に対し、あらたに出納責任者となつた者がないときは出納責任者に代わつてその職務を行なう者に対し、引継ぎをし

なければならぬ。出納責任者に代わつてその職務を行なう者が事務の引継ぎを受けた後、あらたに出納責任者が定まつたときも、同様とする。

2 前項の規定により引継ぎをする場合には、引継ぎをする者において前条の例により引継ぎを作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

(帳簿及び書類の保存)
 第四百十三條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び第四百十條第一項(領収書等の徴収)の領収書その他の支出を証すべき書面を、第四百十一條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書提出の日から三年間、保存しなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)
 第四百十四條 第四百十一條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書を受理したときは、中央選挙管理委員会は、規則の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、公報にまつて行なう。
 3 第四百十一條の規定による報告書は、中央選挙管理委員会において、受理した日から三年間、保存しなければならない。

4 何人も、前項の期間内においては、中央選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

(報告書の調査に関する資料の要求)
 第四百十五條 中央選挙管理委員会は、第四百十一條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書の調査に關し必要があると認めるときは、候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(選挙運動に関する支出金額の制限)
 第四百十六條 選挙運動に関する支出の金額は、候補者一人につき、次の各号の区分による額をこえることができない。

一 衆議院議員の選挙 議員の定数をもつてその選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数に十セントを乗じて得た額
 二 参議院議員の選挙 選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数に三セントを乗じて得た額

2 前項の場合において一ドル未満の端数があるときは、その端数は、一ドルとする。

(選挙の一部無効及び選挙の期日等の延期の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)

第百四十七条 選挙の一部無効による再選挙、又は繰延投票を行なう場合における選挙運動に関する支出の金額は、前条の規定にかかわらず、候補者一人につき、規則で定めるところによる額をこえることができない。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

第百四十八条 中央選挙管理委員会は、選挙の期日の告示があつた後、直ちに、前二条の規定による額を告示しなければならない。

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第百四十九条 次の各号に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

一 立候補準備のために要した支出で候補者又は出納責任者となつた者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

二 第二十九条(立候補の届出)第一項、第二項及び第五項の届出があつた候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

三 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

四 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

五 選挙運動に關し支払う琉球政府又は市町村の租税又は手数料

六 第百五十八条(推薦団体の選挙運動の特例)又は第十六章(政党その他の政治団体の選挙における政治活動)の規定により政党その他の政治団体が行なう選挙運動のために要した支出

2 第七十四条(選挙運動に使用する場合)の規定による自動車及び船舶を使用するために要した支出も、前項と同様とする。

(実費弁償及び報酬の額)

第百五十条 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、次の各号に定める基準に従い、中央選挙管理委員会が定める。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準
イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した一等

又は二等の運賃等の額

ロ 車賃 陸路旅行について、路程に応じた実費額

ハ 宿泊料(食料二食分を含む。) 一夜につき五ドル

ニ 弁当料 一食につき五十セント、一日につき一ドル五十セント

ホ 茶菓料 一日につき三十セント

二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額の基準

イ 基本日額 三ドル以内

ロ 超過勤務手当 一日につき右の額の五割以内

三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

イ 船賃及び車賃 第一号イ及びロに掲げる額

ロ 宿泊料(食料を含まない。) 一夜につき四ドル

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労働者に対し、第七十一条ただし書(弁当の提供)の規定により弁当を提供した場合において、その者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、前項第一号又は第二号の規定により定められた一日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとす

3 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)については、第一項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第二十九条(立候補の届出)第一項、第二項及び第五項の規定による候補者の届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、候補者一人について一日三十人をこえない範囲内で各選挙ごとに規則で定める員数の範囲内において、一人一日につき三ドル以内で中央選挙管理委員会が定める額の報酬を支給することができる。

4 前項の規定により報酬の支給を受けることができる者は、候補者が、あらかじめ、規則で定めるところにより、中央選挙管理委員会に届け出た者に限る。

(特定の密附の禁止)

第百五十一条 琉球政府又は琉球電信電話公社と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、選挙に關し、密附をしてはならない。

2 琉球政府から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、

調査及び災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から当該給付金の交付の日から起算して一年を経過した日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、選挙に関し、寄附をしてはならない。

3 琉球政府から、資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、選挙に関し、寄附をしてはならない。

4 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合において、当該融資を行なつている者が、当該融資につき、琉球政府から、利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して一年を経過した日(当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、当該会社その他の法人は、選挙に関し、寄附をしてはならない。

(候補者等の寄附の禁止)

第百五十二条 候補者又は候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、通常一般の社交の程度をこえる寄附は、選挙に関する寄附とみなす。

(候補者等の関係会社等の寄附の禁止)

第百五十三条 候補者又は候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、選挙に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)

第百五十四条 候補者又は候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている団体は、選挙に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は候補者若しくは候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)に対し寄附をする場合は、この限りでない。

な名称が表示されている団体は、選挙に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は候補者若しくは候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第百五十五条 政党その他の政治団体又はその支部で、特定の候補者若しくは候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者若しくは候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、第四項各号の区分による選挙ごとに一定期間、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は候補者若しくは候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)に対し寄附をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の総会その他の集会(後援団体を結成するための集会を含む。)又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第四項各号の区分による選挙ごとに一定期間、供応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

3 候補者又は候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)は、第百五十二条(候補者等の寄附の禁止)第一項の規定にかかわらず、第四項各号の区分による選挙ごとに一定期間、候補者又は候補者とならうとする者(現に衆議院議員及び参議院議員にある者を含む。)に係る後援団体に対し、寄附をしてはならない。

4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の前日九十日に当たる日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の前日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の前日九十日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間

三 再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行なうべき事由が生じたときその旨を中央選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日まで

での間

(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)

第百五十六条 何人も、選挙に関し、第百五十一条(特定の寄附の禁止)に規定する者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

2 何人も、選挙に関し、第百五十一条に規定する者並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはならない。

(匿名の寄附等の禁止及び政府帰属)

第百五十七条 何人も、選挙に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の寄附を受けてはならない。

3 第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は、政府に帰属するものとし、これが保管者において、規則の定めるところにより、政府に納付の手續をとらなければならない。

第十五章 推薦団体の選挙運動の特例

(推薦団体の選挙運動の特例)

第百五十八条 政党その他の政治団体であつて、第二十九条第三項(立候補届けの記載事項)の規定により政党その他の政治団体に所属する者として記載された候補者(以下「所属候補者」という。)でその所属する政党その他の政治団体が次条第三項(第百六十条(通常選挙における政治活動の規制)第二項及び第百六十一条(再選挙及び補欠選挙の場合の規制)において準用する場合を含む。)(の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体であるもの以外の候補者を推薦し、又は支持するものは、当該候補者の届出又は推薦届出があつた日から当該選挙の期日の前日までの間、その推薦し、又は支持する候補者(以下この条及び次条において「推薦候補者」という。)(につき、当該推薦候補者の数の四倍に相当する回数以内で、当該推薦候補者の選挙運動のための推薦演説会を開催することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、規則で定めるところにより、推薦し、又は支持しようとする候補者の当該政党その他の政治団体の推薦候補者とされることについての同意書を添え、中央選挙管理委員会に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3 第一項の規定の適用については、一の政党その他の政治団体の推薦候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体以外の政

党その他の政治団体の推薦候補者とされることができず、また、次条第三項(第百六十条第二項及び第百六十一条において準用する場合を含む。)(の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の所属候補者であつた者は、当該選挙において、政党その他の政治団体の推薦候補者とされることができない。

4 第百十九条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)(第一号に係る部分に限る。)(の規定は、第一項の推薦演説会に適用しない。

5 第一項の推薦演説会のために掲示できる文書図画は、次の各号の一に該当するものとし、第一号のポスターは、中央選挙管理委員会の検印を受けなければならない。

- 一 推薦演説会の開催を周知させるために掲示するポスター
- 二 推薦演説会の会場においてその推薦演説会の開催中掲示するポスター、立札及び看板の類

6 前項第一号のポスターは、一の推薦演説会の会場につき五百枚をこえることができない。

7 第五項第一号のポスターについては、当該選挙の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載してはならない。

8 第七十八条第五項(選挙当日におけるポスターの掲示)、第十二項及び第十三項、並びに第百二十九条(選挙期日後の文書図画の撤去)の規定は第五項第一号のポスターについて、第七十八条第七項(演説会場におけるポスター、立札及び看板の類の規格)並びに第七十九条(文書図画の撤去義務)の規定は第五項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第七十八条第十三項中「掲示責任者」とあるのは、「第百五十八条第二項(推薦団体の確認)の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者」と読み替へるものとする。

第十六章 政党その他の政治団体の選挙における政治活動

(総選挙における政治活動の規制)

第百五十九条 政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類(政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。)(の掲示及びビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ。)(の頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、衆議院議員の総選挙の期日の告示の日

から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。ただし、当該選挙において所属候補者を有する政党その他の政治団体が、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、所属候補者の数の四倍に相当する回数
二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車で停止しているもの車上及びその周囲

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

四 ポスターの掲示については、長さ八十五センチメートル、巾六十センチメートル以内のもの一千五百枚以内、所属候補者の数が一人をこえる場合においては、そのこえる数が一人を増すごとに七百五十枚を一千五百枚に加えた枚数以内

五 立札及び看板の類の掲示については

イ その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ 第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

六 ビラの頒布（散布を除く。）
2 前項第四号のポスター及び同項第六号のビラは、第七十七条（文書図画の頒布）及び第七十八条（文書図画の掲示）の規定にかかわらず、所属候補者の選挙運動のために使用することができる。ただし、当該選挙の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

3 第一項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、規則の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、行政主席に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

4 行政主席は、前項の確認書を交付したときは、その旨を中央選挙管理委員会に通知しなければならない。

5 第一項の規定の適用については、第三項の確認書の交付を受けた一の政党その他の政治団体の所属候補者とされた者は、当該選挙において、当該一の政党その他の政治団体以外の政党その他の政治団体の所属候補者とされることとができず、また、一の政党その他の政治団体の推薦候補者であった者は、

当該選挙において、政党その他の政治団体の所属候補者とされることができない。

（通常選挙における政治活動の規制）

第六十条 政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、参議院議員の通常選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができない。ただし、当該選挙において所属候補者を有する政党その他の政治団体が、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、二回

二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車で停止しているもの車上及びその周囲

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

四 ポスターの掲示については、長さ八十五センチメートル、巾六十センチメートル以内のもの一千五百枚

五 立札及び看板の類の掲示については

イ その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ 第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

六 ビラの頒布（散布を除く。）
2 前条第三項の規定は前項第四号のポスター及び同項第六号のビラについて、同条第三項及び第四項の規定は第一項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体について、同条第五項の規定は第一項の規定を適用する場合について準用する。

（再選挙及び補欠選挙の場合の規制）

第六十一条 第五十九条（総選挙における政治活動の規制）の規定は、衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の期日の告示の日から選挙の当日まで

の間に限り」とあるのは、「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行なわれる選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、参議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは、「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行なわれる選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と読み替えるものとし、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、一千枚以内とする。

(二)以上の選挙が行なわれる場合の政治活動)

第六十二条 前三条の規定は、これらの条に掲げる選挙の二以上のものが行なわれる場合において、一の選挙の行なわれる区域が他の選挙の行なわれる区域の全部又は一部を含み、かつ、一の選挙の期日の告示の日からその選挙の当日までの間が他の選挙の期日の告示の日からその選挙の当日までの間にかかるときは、これらの条のそれぞれの規定により政治活動を行なうことのできる政党その他の政治団体が、その二以上の選挙が重複して行なわれる区域においてその期間それぞれ規定に従つて政治活動を行なうことを妨げるものではない。

(政治活動の態様)

第六十三条 この章の規定による政談演説会及び街頭政談演説においては、政策の普及宣伝のほか、候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をもすることができる。この場合においては、第五十二条(他の演説会の禁止)及び第六十九条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)(第一号に係る部分に限る。)の規定は政談演説会に、第十四条(街頭演説)の規定は街頭政談演説に適用しない。

2 この章の規定による政談演説会を開催する場合には、政党その他の政治団体は、あらかじめ中央選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 この章の規定による自動車には、中央選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。

4 この章の規定によるポスターは、中央選挙管理委員会の検印を受け、又はその交付する証紙をはらなければ掲示することができない。

5 この章の規定によるポスターには、その表面に当該政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては、名称)及び住

所を記載しなければならない。

6 第七十八条(文書図画の掲示)第五項の規定は、この章の規定によるポスターについて準用する。

7 この章の規定により政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類には、中央選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。

8 前項の立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

9 この章の規定により立札又は看板の類を掲示した者は、この章の規定により使用される自動車を政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用することをやめたとき、又は政談演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければならぬ。

10 中央選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、政治活動のために使用する文書図画でこの章の規定に違反して掲示し、又は前項の規定に違反して撤去しないものがあると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、中央選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

(ポスター、立札及び看板の掲示箇所等)

第六十四条 何人も、琉球政府、市町村、地方教育区若しくは琉球電信電話公社が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、この章又は前章の規定によるポスター並びに立札及び看板の類(次項及び第三項において「ポスター等」と総称する。)を掲示することができない。ただし、橋りよう、電柱、公営住宅その他規則で定めるものについては、この限りでない。

2 何人も、前項のポスター等を他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者がいない場合にはその所有者(次項において「居住者等」と総称する。)の承諾を得なければならない。

3 前項の承諾を得ないで他人の工作物に掲示されたポスター等は、居住者等において撤去することができる。

(政談演説会等の制限)

第六十五条 政党その他の政治団体は、午後八時から翌日午前七時までの間は、この章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2 政党その他の政治団体は、第九十五条（立会演説会）の立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は、当該立会演説会の会場から三百メートル以内の区域において、この章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。次条第一項ただし書の規定により自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることも、同様とする。

3 政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行なわれる場合において、一の選挙の期日の告示の日からその選挙の期日の前日までの間が他の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、この章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。次条第一項ただし書の規定により自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることも、同様とする。

4 第七十三条第二項（連呼行為における静穏の保持）の規定は、この章の規定による街頭政談演説を開催する政党その他の政治団体について準用する。（連呼行為等の禁止）

第六十六条 政党その他の政治団体は、各選挙につき、その選挙の期日の告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のため、次の各号に掲げる行為をすることができない。ただし、第一号の連呼行為については、この章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合並びに午前七時から午後八時までの間に限り、この章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてする場合並びに第三号の文書図画の頒布については、この章の規定による政談演説会の会場においてする場合は、この限りでない。

一 連呼行為をすること。
二 いかなる名義をもつてするを問わず、掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）に、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。

三 琉球政府、市町村、地方教育区又は琉球電信電話公社が所有し又は管理する建物（もつばら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）をすること。

第七十三条第二項（連呼行為における静穏の保持）の規定は、前項ただし

書の規定により政治活動のための連呼行為をする政党その他の政治団体について準用する。

（政党その他の政治団体の機関紙誌）
第六十七条 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、選挙の期日の告示の日からその選挙の当日までの間に限り、第八十五条第三項（新聞紙及び雑誌の定義）の規定を適用せず、当該選挙につきこの章の規定により政治活動をすることができず、当該選挙の本部において直接発行し、かつ、通常の方法（機関新聞紙については、政談演説会の会場において頒布する場合を含む。）により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、中央選挙管理委員会に届け出たもの各一に限り、第八十五条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならない。

第十七章 訴訟

（選挙の効力に関する訴訟）

第六十八条 選挙の効力に関し異議がある選挙人又は候補者は、中央選挙管理委員会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、地方裁判所に訴訟を提起することができる。

（選挙の無効の判決）

第六十九条 選挙の無効に関し訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を判決しなければならぬ。

2 前項の規定により裁判所がその選挙の一部の無効を判決する場合において、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失わない旨をあわせて判決しなければならない。

3 前項の場合において、当選に異動を生ずるおそれの有無につき判断を受ける者（以下この条において「当該候補者」という。）の得票数（一部無効に係る区域以外の区域における得票数をいう。以下この条において同じ。）から次に掲げる各得票数を各別に差し引いて得た各数の合計数が、選挙の一部無効に係る区域における選挙人の数より多いときは、当該候補者は、当選に異動を生ずるおそれのないものとする。

一 得票数の最も多い者から順次に数えて、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数に至る順位のある候補者の得票数
 二 得票数が前号の候補者より多く、当該候補者より少ない各候補者のそれぞれの得票数

4 前項の選挙の一部無効に係る区域における選挙人とは、第二項の規定による判決の直前(地方裁判所の判決の基本たる口頭弁論終結の直前)に当該選挙の一部無効に係る区域において行なわれた選挙の当日投票できる者であつた者とする。

(当選の効力に関する訴訟)

第一百七十条 当選をしなかつた者で当選の効力に関し不服がある者は、中央選挙管理委員会を被告とし、第四十四条第二項(当選人決定の告示)及び第四十八条第二項(当選人がない場合等の告示)の告示の日から三十日以内に、地方裁判所に訴訟を提起することができる。

(当選の効力に関する訴訟における選挙の無効の判決)

第一百七十一条 前条の規定による当選の効力に関する訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第六十九条第一項(選挙の無効の判決)の場合に該当するときは、裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を判決しなければならない。

2 第六十九条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(当選の効力に関する訴訟における潜在無効投票)

第一百七十二条 当選の効力に関する訴訟の提起があつた場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効なるべき投票であつてその無効原因が表面にあらわれない投票で有効投票に算入されたことが推定され、かつ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、裁判所は、第三十八条(当選人)の規定の適用に関する各候補者の有効投票の計算については、その開票区ごとに、各候補者の得票数から、当該無効投票数を各候補者の得票数に応じて按分して得た数をそれぞれ差し引くものとする。

(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効の訴訟)

第一百七十三条 第二百二十四条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号に掲げる者が第一百七十九条(買収及び利害誘導罪)、第一百八十条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第一百八十一条(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第一百八十二条(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百二十四条第一項の規定

により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、地方裁判所に訴訟を提起しなければならない。

2 出納責任者が第二百五十五条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百二十四条第二項(出納責任者の選挙費用の法定額違反による当選無効)の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、地方裁判所に訴訟を提起しなければならない。

3 第二百五十五条(公務員等の選挙犯罪による当選無効)各号に掲げる者が第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十五条(選挙の自由妨害罪)、第一百八十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二、百五条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号、第三号若しくは第四号又は第二百六条(公務員等の選挙運動等の制限違反)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十五条の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、地方裁判所に訴訟を提起しなければならない。

(訴訟の処理)

第一百七十四条 この章に規定する訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。

2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、すみやかにその裁判をしなければならない。

(訴訟の提起と処分の執行)

第一百七十五条 この章に規定する訴訟の提起があつても、処分の執行は、停止しない。

(選挙関係訴訟における検察官の立会い)

第一百七十六条 裁判所は、この章の規定による訴訟を裁判するに当たり、検察官をして口頭弁論に立ち会わせしめることができる。

(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)

第一百七十七条 この章に規定する訴訟については、この章に特別の定めがある者を除いては、行政事件訴訟特例法(一九五三年立法第四十八号)第八条(職権による訴訟参加)、第九条(職権証拠調)、第十条第七項(民訴の仮処分の規定の排除)及び第十二条(確定判決の拘束力)の規定を適用するほか、民事訴訟に関する法令の定めるところによる。

(選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)

第百七十八条 第百六十八条(選挙の効力に関する訴訟)、第百七十条(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、中央選挙管理委員会に通知しなければならない。その訴訟が係属しなくなつたときも、同様とする。

2 第百七十三条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪の場合)の規定による訴訟が提起された場合において、その訴訟が係属しなくなつたときも、前項と同様とする。

3 裁判所の長は、前二項に掲げる訴訟につき判決が確定したときは、その判決書の謄本を中央選挙管理委員会に送付するとともに、その旨を行政主席に通知し、行政主席は、その旨を日本政府に通知しなければならない。

第十八章 罰則

(買収及び利害誘導罪)

第百七十九条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は二百五十ドル以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者とその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾した

とき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2 中央選挙管理委員会若しくは市町村の選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長又は選挙事務に関係のある琉球政府若しくは市町村の公務員が選挙に関し、前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は三百三十ドル以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官が選挙に関し前項の罪を犯したときも、同様とする。

3 次の各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は三百三十ドル以下の罰金に処する。

一 候補者

二 選挙運動を総括主宰した者

三 出納責任者(候補者又は出納責任者と意思を通じて候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第百四十八条(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額の二分の一以上に相当する額を支出した者を含む。)

四 三箇以内に分けられた地域のうち一又は二の地域における選挙運動を主宰すべき者として第一号又は第二号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

(多数人買収及び多数人利害誘導罪)

第百八十条 次の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 財産上の利益を図る目的をもつて候補者又は候補者となろうとする者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をし又はさせたとき。

二 財産上の利益を図る目的をもつて候補者又は候補者となろうとする者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をすることを請け負い若しくは請け負わせ又はその申込みをしたとき。

2 前条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号の罪を犯した者が常習者であるときも、前項と同様とする。

3 前条第三項各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第百八十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は三百八十ドル以下の罰金に処する。

一 候補者たること若しくは候補者とならうとすることをやめさせる目的をもつて候補者若しくは候補者とならうとする者に対し又は当選を許させる目的をもつて当選人に対し第百七十九条(買収及び利害誘導罪)第一項第一号又は第二号に掲げる行為をしたとき。

二 候補者たること若しくは候補者とならうとすることをやめたこと、当選を許したこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて候補者であつた者、候補者とならうとした者又は当選人であつた者に対し第百七十九条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

三 前二号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、前二号の申込みを承諾し又は第一号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

四 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2 中央選挙管理委員会若しくは市町村の選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長又は選挙事務に關係のある琉球政府若しくは市町村の公務員が選挙に関し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百三十ドル以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官が選挙に関し前項の罪を犯したときも、同様とする。

3 第百七十九条第三項各号に掲げる者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百三十ドル以下の罰金に処する。

(新聞紙、雑誌の不法利用罪)

第百八十二条 第八十六条(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又禁錮に処する。

2 第百七十九条(買収及び利害誘導罪)第三項各号に掲げる者が前項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第百八十三条 前四条の場合において收受し又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(おとり罪)

第百八十四条 第二百二十四条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)第一項又は第二項の規定に該当することにより候補者の当選を失

わせる目的をもつて、当該候補者以外の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と思慮を通じて、当該候補者に係る同条第一項各号に掲げる者を誘導し又は挑発してその者をして第百七十九条(買収及び利害誘導罪)、第百八十条(多数人員買収及び多数人員利害誘導罪)、第百八十一条(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第百八十二条(新聞紙、雑誌の不法利用罪)又は第百二十五条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 第二百二十四条第一項各号に掲げる者が、同条第一項又は第二項の規定に該当することにより当該候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該候補者以外の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と思慮を通じて、第百七十九条、第百八十条、第百八十一条、第百八十二条又は第百二十五条の罪を犯したときは、一年以上六年以下の懲役又は禁錮に処する。

(選挙の自由妨害罪)

第百八十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は二百三十ドル以下の罰金に処する。

一 選挙人、候補者、候補者とならうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれを押しつけたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀滅し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、候補者、候補者とならうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその關係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害關係を利用して選挙人、候補者、候補者とならうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第百八十六条 選挙に関し、琉球政府、市町村若しくは地方教育区の公務員、中央選挙管理委員会若しくは市町村の選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

2 琉球政府、市町村若しくは地方教育区の公務員、中央選挙管理委員会若しくは市町村の選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名

の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は四十ドル以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第百八十七条 中央選挙管理委員会若しくは市町村の選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長又は選挙事務に關係のある琉球政府若しくは市町村の公務員、立会人(第二十二條(代理投票)第二項の規定により投票を補助すべき者を含む。以下同じ。)又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したときは、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、同様とする。

(投票開渉罪)

第百八十八条 投票所又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に開渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行なつた者は、一年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は二百五十ドル以下の罰金に処する。

(選挙事務關係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等)

第百八十九条 投票管理者、開票管理者、選挙長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所若しくは選挙会場を騷擾し又は投票、投票箱その他關係書類を抑留、そこない若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

(多数の選挙妨害罪)

第百九十条 多衆集合して第百八十五条(選挙の自由妨害罪)第一号又は前条の罪を犯した者は、次の区別に従つて処断する。選挙に關し、多衆集合して、交通若しくは集會の便を妨げ、又は演説を妨害した者も、同様とする。

一 首魁は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 附和随行した者は、八ドル以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首魁は、二年以下の禁錮に処し、その他の者は、四十ドル以下の罰金又は科料に処する。

(兇器携帯罪)

第百九十一条 選挙に關し、銃砲、刀剣、棍棒その他の他人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

2 当該警察官は、必要と認める場合においては、前項の物件を領置することができる。

(投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)

第百九十二条 前条の物件を携帯して投票所、開票所又は選挙会場に入った者は、三年以下の禁錮又は二百五十ドル以下の罰金に処する。

(携帯兇器の没収)

第百九十三条 前二条の罪を犯した場合においては、その携帯した物件を没収する。

(選挙犯罪のせん動罪)

第百九十四条 演説又は新聞紙、雑誌、引札、電報、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問はず、第百七十九条(買収及び利害誘導罪)、第百八十条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第百八十一条(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第百八十五条(選挙の自由妨害罪)、第百八十八条(投票開渉罪)、第百八十九条(選挙事務關係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等)、第百九十条(多数の選挙妨害罪)、第百九十一条(兇器携帯罪)又は第百九十二条(投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)の罪を犯させる目的をもつて人をせん動した者は、一年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

(虚偽事項の公表罪)

第百九十五条 当選を得又は得させる目的をもつて候補者又は候補者とならうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所屬又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に關し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

2 当選を得させない目的をもつて候補者又は候補者とならうとする者に關し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は三百三十ドル以下の罰金に処する。

(新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪)

第百九十六条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

一 第八十五条第一項ただし書(選挙報道等の公正確保)の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したときは、その新聞紙若しくは雑誌の編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者

二 第八十五条第三項(新聞紙及び雑誌の定義)に規定する新聞紙及び雑誌並びに第六十七条(政党その他の政治団体の機関紙誌)に規定する機関新聞紙及び機関雑誌以外の新聞紙及び雑誌が選挙運動の期間中及び選挙の当日当該選挙に關し報道又は評論を掲載したときは、これらの新聞紙若しくは雑誌の編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者

三 第八十六条第三項(新聞紙、雑誌に対する地位利用の制限)の規定に違反して選挙に關する報道又は評論を掲載し又は掲載させた者

(政見放送又は選挙公報の不法利用罪)

第九十七条 政見放送又は選挙公報において第九十五条第二項の罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百三十ドル以下の罰金に処する。

2 政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他營業に關する宣伝をした者は、六百六十ドル以下の罰金に処する。

(選挙放送等の制限違反)

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

一 第九十二条ただし書(選挙放送の公正確保)の規定に違反して選挙の公正を害したときは、その放送をし又は編集をした者

二 第九十四条(選挙運動放送の制限)の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者

(氏名等の虚偽表示罪)

第九十九条 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便、電報又は電話により通信をした者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

(虚偽宣言罪)

第二百条 第二十三条第一項(選挙人の確認のための宣言)の場合において虚偽の宣言をした者は、十五ドル以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百一条 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は二百五十ドル以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理委員会若しくは市町村の選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙事務に關係のある琉球政府若しくは市町村の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は四百二十ドル以下の罰金に処する。

(代理投票における記載義務違反)

第二百二条 第二十二條(代理投票)第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する候補者の氏名を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

(立会人の義務懈怠罪)

第二百三条 立会人が正当な理由がなくてこの立法に規定する義務を欠くときは、八十ドル以下の罰金に処する。

(立候補に關する虚偽宣言罪)

第二百四条 第二十九條第四項(立候補の届出書の添附書類)の規定により添附された宣誓書において虚偽の誓いをした者は、五十ドル以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、中央選挙管理委員会の告発を待つて論ずる。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

一 第五十六条(選挙運動の期間)、第六十五条(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)、第六十六条(未成年者の選挙運動の禁止)又は第六十七条(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者

二 第六十一条(選挙事務所の閉鎖命令)の規定による命令に従わない者

三 第六十八条(戸別訪問)の規定に違反して戸別訪問をした者

四 第六十九条(署名運動の禁止)の規定に違反して署名運動をした者

(公務員等の選挙運動等の制限違反)

第二百六条 琉球政府、市町村又は地方教育区の公務員及び公社等の役員等(行政主権、立法院議員、市町村長及び市町村の議会の議員の職にある者を除く。)であつて、当該選挙における候補者となろうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第五十六条(選挙運動の期間)の規定に違反して

選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

一 当該候補者とならうとする場合において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の集会の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人にあいさつすること。

二 その地位及び氏名（これらのものが類推されるような名称を含む。）を表示した文書図画を当該選挙に関し、掲示し、又は頒布すること。

三 その職務の執行に当たり、選挙の行なわれる区域内にある者に対し、当該選挙に関し、その者に係る特別の利益を供与し、又は供与することを約束すること。

四 その地位を利用して、当該選挙に関し、琉球政府、市町村又は地方教育区の公務員及び公社等の役員等をして、その職務の執行に当たり、選挙の行なわれる区域内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2 第六十四条（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

（選挙事務所、休憩所等の制限違反）

第二百七条 次の各号の一に該当する者は、六十ドル以下の罰金に処する。

一 第五十八条第一項（選挙事務所の数）の規定による定数をこえて選挙事務所を設置した者

二 第五十九条（選挙当日の選挙事務所の制限）の規定に違反して選挙事務所を設置した者

三 第六十条（休憩所等の禁止）の規定に違反して休憩所その他これに類似する設備を設けた者

（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）

第二百八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は四十ドル以下の罰金に処する。

一 第五十七条第一項（選挙事務所の設置者）の規定に違反して選挙事務所を設置した者

二 第六十二条（選挙事務関係者の選挙運動の禁止）又は第六十三条（特定公務員の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者

（選挙事務所の設置届出及び表示違反）

第二百九条 第五十七条第二項（選挙事務所の設置及び異動の届出）の届出を怠つた者又は第五十八条第二項（選挙事務所の表示）の規定に違反して標札を掲示しなかつた者は、十五ドル以下の罰金に処する。

（人気投票の公表の禁止違反）

第二百十條 第七十条（人気投票の公表の禁止）の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつては、その編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつては、その編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

（選挙運動に関する各種制限違反、その一）

第二百十一條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は十五ドル以下百七十ドル以下の罰金に処する。

一 第七十一条（飲食物の提供の禁止）の規定に違反して飲食物を提供した者

二 第七十三条第一項（連呼行為の禁止）の規定に違反して連呼行為をした者

三 第七十四条第一項（自動車、拡声機及び船舶の使用）の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者

四 第七十五条（自動車等の乗車制限）第二項の規定に違反して乗車し又は乗船した者

五 第七十六条（車上の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者

六 第七十七条（文書図画の頒布）の規定に違反して文書図画を頒布した者

七 第七十八条（文書図画の掲示）の規定に違反して文書図画を掲示した者

八 第八十三条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）の規定に違反して文書図画を頒布し又は掲示した者

九 第八十五条（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）第二項又は第八十七條第二項（新聞広告）の規定に違反して新聞紙又は雑誌を頒布し又は掲示した者

十 第八十七条第一項（新聞広告）の規定に違反して新聞広告をした者

十一 第九十六条第一項（立会演説会における演説者）の規定に違反して演説をした者又は同条第二項（立会演説会における録音盤の使用禁止）の規定に違反して録音盤を使用した者

十二 第五十一条(個人演説会場の掲示の特例)第一項の規定に違反して立札若しくは看板の類を掲示しなかつた者又は同条第二項若しくは第四項の規定に違反して文書図画を掲示した者

十三 第五十二条(他の演説会の禁止)の規定に違反して演説会を開催した者

十四 第一百四十四条(街頭演説)第一項の規定に違反して街頭演説をした者

十五 第一百六十六条(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)第二項の規定に違反して選挙運動に従事した者

十六 第一百七十七条(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)又は第一百八条(近接する選挙の場合の演説会等の制限)の規定に違反して演説会を開催し又は演説若しくは連呼行為をした者

十七 第一百九条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)の規定に違反して演説又は連呼行為をした者

(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

一 第七十二条(氣勢を張る行為の禁止)の規定に違反した者

二 第七十四条(自動車、拉声機及び船舶の使用)第二項の規定に違反して表示をしなかつた者

三 第八十四条(文書図画の撤去)の規定による撤去の処分に従わなかつた者

四 第一百四十四条(立会演説会場の秩序保持)の規定による退去の処分に従わなかつた者

五 第一百四十四条(街頭演説)第四項の規定に違反して標旗の提示を拒んだ者

六 第一百五十五条第一項(夜間の街頭演説の禁止)の規定に違反した者

七 正当な理由がなくて、第二百二十七条第一項(通常葉書等の返還)の規定による返還をしなかつた者

(選挙期日後のあいさつ行為の制限違反)

第二百十三条 第二百二十八条(選挙期日後のあいさつ行為の制限)の規定に違反した者は、五十ドル以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)

第二百十四条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

一 第三十六条(届出前の寄附の受領及び支出の禁止)の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき。

二 第三十七条(会計帳簿の備付け及び記載)の規定に違反して会計帳簿を備えず又は会計帳簿に記載をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第三十八条(明細書の提出)の規定に違反して明細書の提出を怠り又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第三十九条第一項(出納責任者の支出制限)の規定に違反して支出をしたとき。

五 第四十条(領収書等の徴収及び送付)の規定に違反して領収書その他の支出を証すべき書面を徴せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき。

六 第四十一条第一項(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定に違反して報告書若しくはこれに添付すべき書面の提出を怠り又はこれらに虚偽の記入をしたとき。

七 第四十二条(出納責任者の事務引継ぎ)の規定による引継ぎをしなかつたとき。

八 第四十三条(帳簿及び書類の保存)の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

九 第四十三条の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

十 第四十五条(報告書の調査に関する資料の要求)の規定による報告若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(選挙費用の法定額違反)

第二百五十五条 出納責任者が、第四十八条(選挙運動に関する支出金額の制限の告示)の規定により告示された額をこえて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

(寄附の制限違反)

第二百十六条 第五十一条(特定の寄附の禁止)第一項に規定する者(会社その他の法人を除く。)が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。第五十七条第一項(匿名の

寄附等の禁止)の規定に違反して寄附をした者も、同様とする。

2 会社その他の法人が第五十一条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百十七條 第五十六条(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同条第二項若しくは第二百五十七条第二項(匿名の寄附等の受領の禁止)の規定に違反して寄附を受けた者は、三年以下の禁錮又は百七十ドル以下の罰金に処する。

(候補者等の寄附の制限違反)

第二百十八條 第五十二条(候補者等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をした者は、一年以下の禁錮又は八十五ドル以下の罰金に処する。

(候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)

第二百十九條 会社その他の法人又は団体が第五十三条(候補者等の関係会社等の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

(候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)

第二百二十條 団体が第五十四条(候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

(後援団体に関する寄附等の制限違反)

第二百二十一條 後援団体が第五十五条(後援団体に関する寄附等の禁止)第一項の規定に違反して寄附をしたときは、その後援団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

2 第二百五十五条第二項の規定に違反して供応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与したときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

3 会社その他の法人又は団体が第五十五条第二項の規定に違反して供応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与したときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

4 第二百五十五条第三項の規定に違反して寄附をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

罰金に処する。

(禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰)

第二百二十二條 第二十四條(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)、第二十五条(選挙費用の法定額違反)、第二十六条(寄附の制限違反)、第二十七條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)及び第二十八條(候補者等の寄附の制限違反)の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失により、第二十四條、第二十五条、第二十六条、第二十七條及び第二十八條の罪を犯した者も、処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

(当選人の選挙犯罪による当選無効)

第二百二十三條 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(第二十三條(選挙期日後のあいさつ行為の制限違反)、第二十四條(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)第二号から第十号まで、第二十六條(寄附の制限違反)、第二十九條(候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)、第二百二十條(候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)、第二百二十一條(後援団体に関する寄附等の制限違反)第一項及び第三項、第二百二十七條(推薦団体の選挙運動の規制違反)並びに第二百二十八條(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効)

第二百二十四條 次の各号に掲げる者が第七十九條(買収及び利害誘導罪)、第八十條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第八十一条(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第八十二条(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたとき(第四号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつたとき)は、当該当選人の当選は、無効とする。

一 選挙運動を総括主宰した者

二 出納責任者(候補者又は出納責任者と意思を連じて当該候補者のための選挙運動に関する支出の金額のうち第四十八條(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額の二分以上に相当する額を支出した者を含む。)

三 三箇以内に分けられた地域のうち一又は二の地域における選挙運動を主

宰すべき者として候補者又は第一号に掲げる者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者

四 候補者と同居している父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該候補者又は第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

2 出納責任者が第二百五十五条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百二十五条 琉球政府、市町村又は地方教育区の公務員及び公社等の役員等(行政主席、立法院議員、市町村の議会の議員及び長の職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に候補者(選挙の期日まで候補者であつた場合の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行なわれたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行なつた選挙運動又は行為に関し、第七十九条(買収及び利害誘導罪)、第八十条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第八十一条(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第八十二条(新聞紙、雑誌の不法利用罪)、第八十五条(選挙の自由妨害罪)、第八十六条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百五十五条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一号、第三号若しくは第四号又は第二百六条(公務員等の選挙運動等の制限違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一 当該当選人の在職した公務員等の職(その者が当該公務員等の職を離れた日以前三年間に在職したものに限る。以下この条において同じ。)と同一の職にある公務員等又は当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

二 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務に従事する公務員等で当該当選人に係る前号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第二百二十六条 この章に掲げる罪(第二百七条(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百九条(選挙事務所設置の届出違反)、第二百十二条(選挙運動に関する各種制限違反、その二)、第二百十三条(選挙期日後のあいさつ行為の制限違反)、次条及び第二百二十八条(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)この立法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この立法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 第七十九条(買収及び利害誘導罪)、第八十条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第八十一条(候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第八十二条(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪につき刑に処せられた者で更に第七十九条から第八十二条までの罪につき刑に処せられた者については、前二項の五年間は、十年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者(第七十九条から第八十二条までの罪につき刑に処せられた者を除く。)に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第一項に規定する者で第七十九条から第八十二条までの罪につき刑に処せられたもの及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

(推薦団体の選挙運動の規制違反)

第二百二十七条 第五十八条第二項(推薦団体の確認)の確認書の交付を受

けた政党その他の政治団体が、同条第一項、第六項、第七項又は第八項において準用する第七十八條第七項（演説会場におけるポスター、立札及び看板の類の規格）若しくは同条第十二項（ポスターの規格）の規定に違反して選挙運動をしたときは、その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、三百三十ドル以下の罰金に処する。

2 第五十八條第五項（ポスターの検印）、第六十四條（ポスター等の掲示箇所等）第一項若しくは第二項又は第五十八條第八項において準用する第七十八條第十三項（掲示責任者の記載）の規定に違反してポスターを掲示した者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）

第二百二十八條 政党その他の政治団体が第五十九條（総選挙における政治活動の規制）第一項（第六十一條第一項（再選挙又は補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）、第六十條（通常選挙における政治活動の規制）第一項（第六十一條第二項（再選挙又は補欠選挙の場合の規制）において準用する場合を含む。）、第六十三條第二項（政談演説会開催の届出）、第六十五條第一項から第三項まで（政談演説会等の制限）又第六十六條第一項（連呼行為等の禁止）の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、三百三十ドル以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する行為をした者は、百七十ドル以下の罰金に処する。

- 一 第六十三條第三項又は第七項の規定に違反して表示しなかつたとき。
- 二 第六十三條第四項、第五項若しくは第八項の規定又は第六十四條（ポスター等の掲示箇所等）第一項若しくは第二項の規定に違反してポスター又は立札若しくは看板の掲示をしたとき。
- 三 第六十三條第十項の規定による撤去の処分に従わなかつたとき。

（刑事事件の処理）

第二百二十九條 当選人に係るこの章に掲げる罪（第二百十三條（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反）、第二百十四條（選挙運動に関する収入及び支出の規制違反）第二号から第十号まで、第二百十六條（寄附の制限違反）、第二百十九條（候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百二十條（候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百二十一條（後援団体に関する寄附等の制限違反）第一項及び第三項、第二百二十七條（推薦

団体の選挙運動の規制違反）並びに前条の罪を除く。）、第二百二十四條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号に掲げる者に係る第七十九條（買収及び利害誘導罪）、第八十條（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第八十一條（候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）若しくは第八十二條（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪、出納責任者に係る第二十五條（選挙費用の法定額違反）の罪又は第二百二十五條（公務員等の選挙犯罪による当選無効）各号に掲げる者に係る第七十五條（選挙の自由妨害罪）、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十五條（選挙の自由妨害罪）、第八十六條（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第二百五十五條（事前運動、教

2 前項の訴訟については、裁判所は、特別の事情がある場合のほかは、他の訴訟の順序にかかわらず、すみやかにその裁判をしなければならない。

（当選人等の処刑の通知）

第二百三十條 当選人がその選挙に關しこの章に掲げる罪（第二百十三條（選挙期日後のあいさつ行為の制限違反）、第二百十四條（選挙運動に関する収入及び支出の規制違反）第二号から第十号まで、第二百十六條（寄附の制限違反）、第二百十九條（候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百二十一條（候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百二十七條（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項、第二百二十七條（推薦団体の選挙運動の規制違反）並びに第二百二十八條（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）の罪を除く。）を犯し刑に処せられたとき、第二百二十四條（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号に掲げる者が第七十九條（買収及び利害誘導罪）、第八十條（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第八十一條（候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）若しくは第八十二條（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し刑に処せられたとき、出納責任者が第二十五條（選挙費用の法定額違反）の罪を犯し刑に処せられたとき又は第二百二十五條（公務員等の選挙犯罪による当選無効）各号に掲げる者が第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十五條（選挙の自由妨害罪）、第八十六條（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第二百五十五條（事前運動、教

育者の地位利用(戸別訪問等の制限違反)第一号、第三号若しくは第二百六条(公務員等の選挙運動等の制限違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を行政主席及び中央選挙管理委員会に通知し、行政主席は、その旨を日本政府に通知しなければならない。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百三十一条 第二十四条(投票に関するその他の事項)の場合において、立法院議員選挙法第五十条(不在者投票)の規定の例による投票については、その投票を管理すべき者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき場所をこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人とみなして、この章の規定を適用する。

第十九章 補則

(選挙管理費用の政府負担)

第二百三十二条 次に掲げる費用は、政府の負担とする。

- 一 補充選挙人名簿の調整に要する費用
- 二 点字器の調整に要する費用
- 三 第九十五条(立会演説会)の規定により行なう立会演説会の開催に要する費用
- 四 百二十条(選挙公報の発行)の規定による選挙公報の発行に要する費用
- 五 百四十四条(報告書の公表、保存及び閲覧)の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用
- 六 投票の用紙及び封筒に要する費用
- 七 選挙事務のため中央選挙管理委員会、市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者及び選挙長において要する費用
- 八 投票所、開票所及び選挙会場に要する費用
- 九 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用
- 十 第五十八条第二項(選挙事務所の表示)の規定による標札に要する費用
- 十一 第七十四条第二項(自動車、拡声機及び船舶の表示)及び第一百一十一条第二項(個人演説会場の掲示の特例)の規定による表示に要する費用
- 十二 第七十七条第一項(選挙運動用の通常葉書)の規定による通常葉書の費用
- 十三 第八十条(ポスター掲示場)の規定による掲示場の設置に要する費用

十四 第八十七条(選挙に関する新聞広告)の規定による新聞広告に要する費用

十五 第八十八条(政見放送)及び第九十条(経歴放送)の規定による放送に要する費用

十六 第六十六条(公営施設使用の個人演説会)の規定による個人演説会のための施設(設備を含む。)、第一百四十四条(街頭演説)の規定による標旗並びに第七十五条(自動車等の乗車制限)及び第一百六条(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)の規定による脱章に関する費用

十七 第二百二十六条(投票記載所の氏名等の掲示)の規定による掲示に要する費用

(選挙に関する届出等の時間)

第二百三十三条 この立法又はこの立法に基づく規則の規定によつて行政主席、中央選挙管理委員会、市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

(一部無効による再選挙の特例)

第二百三十四条 選挙の一部無効による再選挙については、この立法に特別の規定があるものを除くほか、当該再選挙の行なわれる区域、選挙運動の期間等に応じて規則で特別の定めをすることができる。

(再立候補の場合の特例)

第二百三十五条 候補者たることを辞した(候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)後再び当該選挙の候補者となつた者については、当該選挙の選挙運動及び選挙運動に関する収入、支出等に関し規則で特別の定めをすることができる。

(施行に関する規則)

第二百三十六条 この立法の実施のための手続その他その執行に関し必要な規定は、規則で定める。

(選挙事務の委嘱)

第二百三十七条 中央選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会が、市町村長の承認を得て、当該市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

附則

- 1 この立法は、公布の日から施行する。
- 2 この立法に基づき最初の衆議院議員及び参議院議員の選挙は、公布の日から六箇月以内に、中央選挙管理委員会が定める日に行なう。
- 3 この立法に基づき最初の衆議院議員及び参議院議員の選挙は、同時に行なう。
- 4 前項の選挙の期日は、中央選挙管理委員会において少なくとも二十三日前に告示し、かつ、その旨を市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 5 第三項の選挙を行なう場合においては、衆議院議員の選挙における投票管理、開票管理又は選挙長は、それぞれ参議院議員の選挙における投票管理、開票管理又は選挙長となる。
- 6 第三項の選挙における投票の順序は、衆議院議員の選挙を先にし、参議院議員の選挙を後にする。
- 7 第三項の選挙を行なう場合において開票の順序を定める必要があるときは、その順序は、中央選挙管理委員会が定める。
- 8 この立法に基づき最初の参議院議員の選挙は、在任期間の長い議員の選挙と在任期間の短い議員の選挙を、一の選挙をもつて合併して行なう。この場合において、当選人の決定は、第五十五条（合併選挙及び在任期間を異にする議員の選挙の場合の当選人）第二項から第五項までの例による。
- 9 この立法に基づき最初に行なう参議院議員の選挙については、第三十七条第一項第二号及び第三十八条第一項第二号中「通常選挙における議員の定数」とあるのは、「当該選挙の議員の定数」とする。
- 10 この立法に基づき最初に行なう衆議院議員及び参議院議員の選挙において、第五十五条に規定する一定期間とは、同条第四項第一号及び第二号の規定にかかわらず、この立法の施行の日から当該選挙の選挙の期日までとする。
- 11 この立法に基づき最初に行なう衆議院議員及び参議院議員の選挙については、第五十九条第一項各号列記以外の部分中「衆議院議員の総選挙」とあるのは「最初の衆議院議員の選挙」と、第六十条第一項各号列記以外の部分中「参議院議員の通常選挙」とあるのは「最初の参議院議員の選挙」とする。

立法院の議決した沖縄住民の国政参加特別措置法に基づき衆議院議員及び参議院議員選挙法により選出された議員の不逮捕特権等に関する立法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月一日

行政主席 屋 良 朝 苗

立法第九十九号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

沖縄住民の国政参加特別措置法に基づき衆議院議員及び参議院議員選挙法により選出された議員の不逮捕特権等に関する立法

(議員の不逮捕特権)

第一条 沖縄住民の国政参加特別措置法に基づき衆議院議員及び参議院議員選挙法（一九七〇年立法第九十八号）により選出された衆議院議員及び参議院議員（以下「議員」という）は、例外における現行犯罪の場合を除いては、会期（参議院の緊急集会を含む。以下同じ。）中逮捕されない。

2 会期前に逮捕された議員は、会期の始まる日前十日間及び会期中これを釈放しなければならない。

(議員の発言、表決の無責任)

第二条 議員は、議院で行なつた演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

(施行規則)

第三条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この立法は、沖縄住民の国政参加特別措置法に基づき衆議院議員及び参議院議員選挙法の施行の日から施行する。

公 告

昭和三十五年五月七日付官報第13012号で「沖縄住民の国政参加特別措置法（法律第49号）」が公布されたので、次のとおり公告する。

1970年8月1日

行政主席 屋 良 朝 苗

沖縄住民の国政参加特別措置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十五年五月七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第四十九号

沖縄住民の国政参加特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、日本国民たる沖縄住民の意思をわが国のあらゆる施策に反映させるため、沖縄住民の選挙した代表者が国会議員として国会における国政の審議に参加するための特別の措置を定めることを目的とする。

(選挙)

第二条 日本国民たる沖縄住民は、沖縄(沖縄県の区域とされていた地域をいう。)を選挙区として、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に準じて琉球政府立法院が制定する選挙法の定めるところにより、衆議院及び参議院における国政の審議に参加すべき者を選挙する。

(地位)

第三条 前条の選挙により選挙された衆議院における国政の審議に参加すべき者は衆議院議員とし、同条の選挙により選挙された参議院における国政の審議に参加すべき者は参議院議員とする。

(定数)

第四条 前条の規定による衆議院議員の数は五人、参議院議員の数は二人とする。

(任期の起算)

第五条 第三条の規定による衆議院議員又は参議院議員の任期の起算については、公職選挙法第二百五十六条及び第二百五十七条の規定の例による。

(内閣総理大臣の告示等)

第六条 内閣総理大臣は、琉球政府行政主席から第二条の選挙における当選人の氏名その他選挙の結果の通知を受けたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、それぞれ衆議院議長又は参議院議長に対し通知しなければならない。同条の選挙により選挙された者がその資格を失った旨の通知を受けたときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、第三条の規定による衆議院議員又は参議院議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、政令で定める日から施行する。
- 2 衆議院議員の定数は、公職選挙法第四十一条及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。
- 3 参議院議員の定数は、公職選挙法第四十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、二百五十二人とする。
- 4 この法律の施行後最初に行なわれる第二条の選挙により選挙された者で第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員となるものの任期は、当該衆議院議員又は参議院議員となる際に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員となる者の任期は、その得票数の多い者については当該参議院議員となる際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該参議院議員となる際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

自治大臣 秋田 大助

販売所	発行所
-----	-----

総務局財務部用度課

総務局渉外広報部文書課

— 焼印刷 —